

介護予防・日常生活支援総合事業の みなし指定事業所の指定更新について

介護予防・日常生活支援総合事業事業者の指定更新について

【訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）】

1. 総合事業事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスを提供する場合には、原則、各市町村から総合事業による指定事業者の指定を受ける必要がある。

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、全ての市町村において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていたが、平成30年4月以降は、みなし指定の事業者についても、各市町村に更新申請が必要となる。

2. 審査基準

【人員基準】 (1) 訪問介護職員

事業所ごとに、訪問介護の提供にあたる介護福祉士等を常勤換算で2.5人以上配置すること。

※ 常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値。

(2) サービス提供責任者

事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者（介護福祉士等で専ら訪問介護相当サービスに従事するもの）を配置すること。サービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができる。

(3) 管理者

原則として、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【設備基準】 事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける他、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

【運営基準】

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。

3. 更新指定申請及び審査の概要

	事業所の名称	所在地	事業主体	訪問介護員等	サービス提供責任者	管理者	運営基準
1	いきいきヘルパーステーション境港	境港市馬場崎町312番地	有限会社ラポール・ケア米子	常勤・兼務 27人 非常勤・兼務 1人 (常勤換算後21.6人)	常勤・兼務 6人 (常勤換算後 4.2人) 【基準 利用者数 78人 ⇒ 常勤換算 2人以上】	常勤・兼務(同一敷地内施設のホーム長、サービス提供責任者) 1人	サービスの運営規程、契約書・重要事項説明書等に、計画作成、勤務体制等の説明が記されている。
2	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町3丁目76	有限会社ラポール・ケア米子	常勤・兼務 16人 (常勤換算後 12人)	常勤・兼務 5人 (常勤換算後 3.2人) 【基準 利用者数 54人 ⇒ 常勤換算 1.4人以上】	常勤・兼務(サービス提供責任者) 1人	1に同じ
3	鳥取県済生会ホームヘルプステーション白鷗	境港市蓮池町78-1	(福)恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	常勤・専従 3人 常勤・兼務 3人 非常勤・専従 1人 非常勤・兼務 1人 (常勤換算後 8人)	常勤・兼務 3人 非常勤・兼務 1人 【基準 利用者数 68人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サービス提供責任者) 1人	1に同じ

	事業所の名称	所在地	事業主体	訪問介護員等	サービス提供責任者	管理者	運営基準
4	(福) 松江市 社会福祉協 議会美保関 介護センター	松江市 美保関町 片江 2268 番地 8	(福) 松江市 社会福祉協 議会	常勤・専従 1人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 8人 (常勤換算後 5.2 人)	常勤・専従 1人 常勤・兼務 1人 【基準 利用者数 58 人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サー ビス提供責任者) 1人	1に同じ
5	訪問介護事 業所 よなご幸朋苑	米子市 上後藤 3丁目 3-3	(福) こうほうえん	常勤・専従 6人 常勤・兼務 4人 非常勤・専従 8人 (常勤換算後 14.5 人)	常勤・兼務 4人 【基準 利用者数 63 人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サー ビス提供責任者) 1人	1に同じ
6	訪問介護事 業所 さかい幸朋苑	境港市 誠道町 2083 番地	(福) こうほうえん	常勤・専従 7人 常勤・兼務 3人 非常勤・専従 3人 (常勤換算後 11.1 人)	常勤・兼務 3人 【基準 利用者数 72 人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サー ビス提供責任者) 1人	1に同じ
7	ファミリー・ケア	境港市 財ノ木町 1060 番地 3	(有) 大東工業	常勤・専従 3人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 3人 (常勤換算後 4.1 人)	常勤・専従 2人 【基準 利用者数 32 人 ⇒ 常勤 1人以上】	常勤・兼務(訪問 介護員) 1人	1に同じ
8	ライブアシスト 訪問介護事 業所	米子市 角盤町 1丁目 3-11	(株) ライブアシスト	常勤・専従 27人 常勤・兼務 3人 非常勤・専従 18人 (常勤換算後 38.6 人)	常勤・兼務 3人 【基準 利用者数 70 人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サー ビス提供責任者) 1人	1に同じ
9	ホームヘルパ ー孫の手	米子市 両三柳 825	ティーアンドデ ィー有限会社	常勤・専従 5人 常勤・兼務 3人 非常勤・専従 3人 非常勤・兼務 1人 (常勤換算後 9.7 人)	常勤・兼務 3人 非常勤・兼務 1人 【基準 利用者数 61 人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サー ビス提供責任者) 1人	1に同じ

	事業所の名称	所在地	事業主体	訪問介護員等	サービス提供責任者	管理者	運営基準
10	訪問介護事業所 境港すずかけの樹	境港市 清水町 761番地1	株式会社 米子テクノサービス	常勤・専従 1人 常勤・兼務 18人 非常勤・兼務 9人 (常勤換算後 21.4人)	常勤・専従 1人 常勤・兼務 1人 【基準 利用者数 42人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(サービス提供責任者) 1人	1に同じ
11	かいけ訪問介護事業所	米子市 新開1丁目 5番15号	(福) 鳥取県 厚生事業団	常勤・専従 3人 常勤・兼務 20人 非常勤・兼務 5人 (常勤換算後 13.2人)	常勤・専従 3人 【基準 利用者数 3人 ⇒ 常勤 1人以上】	常勤・兼務(同一敷地内施設の管理者) 1人	1に同じ
12	いずみの苑	米子市 淀江町 1075番地	(福) いずみの苑	常勤・専従 1人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 1人 (常勤換算後 2.5人)	常勤・兼務 1人 【基準 利用者数 30人 ⇒ 常勤 1人以上】	常勤・兼務(同一敷地内事業所・施設の管理者) 1人	1に同じ
13	エルルのホームヘルパー	米子市 両三柳 206-1	株式会社 エルフィス	常勤・兼務 11人 非常勤・兼務 3人 (常勤換算後 10人)	常勤・兼務 4人 【基準 利用者数 6人 ⇒ 常勤 1人以上】	常勤・兼務(サービス提供責任者) 1人	1に同じ
14	あいわ訪問介護ステーション・米子	米子市 西福原 6-18-11	株式会社 ロッカビアンカ	常勤・専従 6人 常勤・兼務 1人 非常勤・専従 8人 (常勤換算後 7人)	常勤・専従 3人 【基準 利用者数 41人 ⇒ 常勤 2人以上】	常勤・兼務(訪問介護員) 1人	1に同じ
15	訪問介護 弓浜真誠会	米子市 河崎 555-2	(福) 真誠会	常勤・専従 2人 常勤・兼務 3人 非常勤・専従 7人 (常勤換算後 7.6人)	常勤・兼務 3人 【基準 利用者数 99人 ⇒ 常勤 3人以上】	常勤・兼務(サービス提供責任者) 1人	1に同じ